第十七条第一項第三号中「第百二十条第一項第五号」を「第百二十条第一項第四号」に改め、「若しくは決定」を削り、「この項に」を「この号及び次号並びに次項第一号に」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第三号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項中「事項」の下に「のほか、次に掲げる事項」を加え、同項に次の各号を加える。

一　前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

二　前項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第十七条第四項中「第一項第五号及び第六号」を「第一項第四号及び第二項第二号」に、「若しくは決定を受けたことにより還付される」を「を受けたことにより還付される」に改める。

第十八条第一項中「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第二項第一号」に改め、同条第三項中「第十七条第一項第六号」を「第十七条第二項第二号」に改める。

第二十一条第二項中「、第三号若しくは第五号」を「から第四号まで」に、「同項第四号若しくは第六号」を「同条第二項第一号若しくは第二号」に改め、同項第一号中「第八号まで又は」を「第五号まで、第百二十二条第一項第一号から第三号まで又は」に改め、同項第二号中「第六号まで」を「第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条第三項第一号中「、第三号又は第五号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「第十七条第一項第四号又は第六号」を「第十七条第二項第一号又は第二号」に改める。

第二十三条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「第五項」を「第三項」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第二項第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第二項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第十七条第一項第六号」を「第十七条第二項第二号」に、「予納特別税額」を「同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に、「おいて、これらの規定」を「おいて、同項」に、「うち、これら」を「うち、同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第百五十九条第四項及び第五項並びに第百六十条第四項から第六項まで」を「第百五十九条第三項及び第四項並びに第百六十条第三項から第五項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十八条第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第三十三条第一項の表所得税法の項中「第六号まで」を「第四号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条第七項及び第十一項中「、第三号若しくは第五号」を「から第四号まで」に、「同項第四号」を「同条第二項第一号」に、「第六号」を「第二号」に改める。

第四十条第十一号中「第六十六条の十一の二第五項」を「第六十六条の十一の三第五項」に改める。

第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十五条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「特別控除」の下に「に係る既存住宅の取得後の居住の用に供する期限等」を加え、同条第一項中「国内」の下に「（次条第四項、第五項及び第七項において「国内」という。）」を加え、「特例増改築等」を「特定増改築等」に改め、同条第二項中「特例増改築等」を「特定増改築等」に改め、同条第四項中「住宅被災者」の下に「（次条第一項及び第七項において「住宅被災者」という。）」を加え、同条第七項中「又は前二項」を「及び前二項」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例）

第六条の二　租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特別特例取得に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅の新築等で特別特例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした住宅被災者が、これらの特別特例取得をした家屋を令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第一項（令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの間にあっては、前条第一項又は第三項の規定により適用する場合を含む。）の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除については、同項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第三項第二号及び第四項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第十項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第十一項第一号及び第十二項中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第十三項及び第十六項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第五項第一号及び第十三条の二第一項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第二項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」として、租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

2　前項に規定する特別特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十四項に規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令で定める期間内に締結されているものをいう。

3　第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定の適用については、同法第四十一条の二第三項第三号中「各年又は令和三年」とあるのは「各年」と、同項第四号中「又は令和二年」とあるのは「から令和四年までの各年」と、同法第四十一条の二の二第八項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

4　個人が、国内において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの（以下この項及び第七項において「特例居住用家屋」という。）の新築若しくは特例居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋（耐震基準（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。第六項において同じ。）又は経過年数基準（同条第一項に規定する経過年数基準をいう。第六項において同じ。）に適合するものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項及び第七項において「特例既存住宅」という。）の取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この条において同じ。）又はその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等（以下この項において「特例住宅の取得等」という。）で、特例特別特例取得に該当するものをした場合には、当該特例住宅の取得等で特例特別特例取得に該当するものと、当該特例居住用家屋は同法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特別特例取得に該当するもの（当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものに係る部分に限る。）は同項に規定する既存住宅と、当該特例増改築等で特例特別特例取得に該当するものをした家屋（当該特例増改築等をした家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。ただし、同条第一項に規定する適用年又は同条第十三項に規定する特別特定適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。